

杉並区特別支援教育推進計画を改定します



杉並区では、障害のある児童・生徒一人ひとりの健やかで豊かな成長・発達を支援するために、平成 21 年（2009 年）から「杉並区特別支援教育推進計画」を策定し、改定を重ねながら、時代の変化に応じた取組を行ってきました。

今回、計画に基づいて取り組んできた成果と課題を踏まえ、共生社会の実現に向け、子どもたち一人ひとりがもつ能力を最大限に伸ばすることができる環境を確保し、特別支援教育の取組を計画的に推進するため、計画を改定し、新たな杉並区特別支援教育推進計画（案）を策定しました。

理念

**「すべての子どもが、自分らしく生きて
いくことのできるまち」の実現を目指した
インクルーシブ教育システム※①の構築**

施策の視点

- 1 区立特別支援学校である済美養護学校のセンター的機能を生かした多様な学びの場の充実を図ります。
- 2 支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが学校で共に学ぶことができる環境をつくれます。
- 3 地域や関係機関と連携した支援体制を一層推進します。



計画期間 令和 7 年度（2025 年度）～令和 9 年度（2027 年度）

杉並区教育委員会

「すべての子どもが、自分らしく生きていくことができるまち」の実現を目指したインクルーシブ教育システム

杉並区のインクルーシブ教育システムを目指すのは

一人ひとりの教育的ニーズに応える多様な学びの場の整備

障害のある子どもと障害のない子どもが可能な限り共に過ごすための仕組み



民間事業者との協働による学校サポート

個別の指導計画や教材作成に係る支援
特別支援教育に関する教員の学び支援



支援の有無に関わらず、すべての子どもたちが共に学ぶことができる環境

杉並区立学校

小学校 中学校

通常の学級
通級による指導※③

交流や共同学習

特別支援学級

交流活動（副籍）



済美養護学校

都内唯一の
区立知的障害教育
特別支援学校

済美養護学校のセンター的機能の発揮

進学先、移行先への
切れ目のない支援



都立盲・ろう・
特別支援学校の
センター的機能の活用

子ども同士の交流
相談・情報提供

多様な学びの場の更なる充実に向けて

自閉症・情緒障害特別支援学級等※②の
設置に関する検討



区立子供園をはじめとする

就学前教育施設

幼保小の連携による
円滑な接続



就学前からの

就学支援体制の充実



すべての学校・学級で推進する取組

わかりやすい授業の工夫 ICTの活用
ユニバーサルデザイン化 合理的配慮
施設・設備の整備 個に応じた指導の充実

地域や関係機関と連携した支援体制の一層の推進

ライフステージに応じた総合的な支援

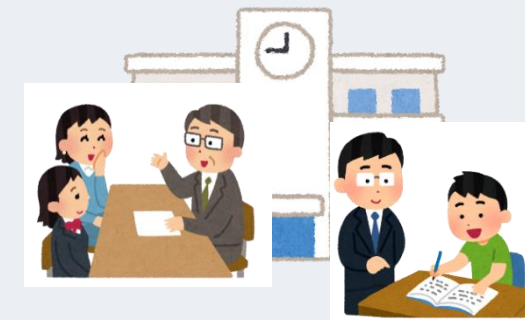
学校等を支える体制の充実（人的・物的）

教育と各分野の連携強化

（福祉、医療、労働関係機関等）



センター的機能※④の主な取組例



- ・児童・生徒、保護者、教員への相談支援
- ・学校等への指導・支援内容に係る助言
- ・校内研修における講師 等

教育委員会と済美養護学校との連携・協働
による小中学校等への支援

- ・特別支援教育に関する定期的な情報共有
- ・役割分担による専門性の発揮



私たちが大切にしたい教育

みんなのしあわせを創る杉並の教育



特別支援教育に関する Q&A

①インクルーシブ教育システムとは何ですか

子どもたちが、支援の必要の有無に関わらず、可能な限り、同じ場所で共に学ぶことを追求するとともに個別の教育的ニーズにも対応できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、「柔軟な学びの場」を整備する仕組みです。



②杉並区では特別な支援を必要とする子どもたちが学ぶ場はどのような場所がありますか

障害の種類や程度に応じて様々な種別に分類されており、児童・生徒の個々の状況に適した場所で教育や指導を受けています。

種別	概要	設置状況
特別支援学校	障害の程度が比較的重い子供を対象に、専門性の高い教育を実施	視覚障害※・聴覚障害・肢体不自由・病弱者※（都立） 知的障害（区立）
特別支援学級	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人ひとりに応じた教育を実施	知的障害（区立小 11 校・中 6 校に設置）
特別支援教室	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた指導を実施	発達障害（区立全小・中に設置）
通級指導学級		きこえの教室（難聴） ことばの教室（言語障害）

※視覚障害、病弱者特別支援学校は杉並区内には無いため、近隣区の学校に通っています。

③「通級による指導」とは何ですか



大部分の授業を在籍する通常の学級で授業を受けていますが、一部の時間で、一人ひとりの障害に応じた指導を行うことをいいます。②の表にある、「特別支援教室」と「通級指導学級」が該当します。

④特別支援学校のセンター的機能とは何ですか

特別支援学校では、地域の小・中学校等の要請に応じて、必要な助言等を行う「センター的機能」が、役割の一つになっています。具体的には、「教員、保護者の相談支援」「特別支援教育に係る情報提供」「障害のある子供への指導・支援」「教員に対する研修」「教材教具の提供」などが考えられます。



杉並区特別支援教育推進計画（案）（2025～2027）
☆杉並区ホームページでご覧になれます。

